

相続お手続きのご案内



千葉信用金庫

目次

はじめに	1
1. 相続のお手続きについて	2
2. 相続のお手続きが完了するまでの お取引制限について	4
3. 戸籍謄本について	5
4. 法定相続情報一覧図について	7
5. 相続人の確認について	8
6. 相続方法と必要書類の確認について	10
7. 必要書類一覧	12
8. 「相続手続依頼書」の記入方法について	22
9. 相続にともなう残高証明書などの発行について	25
10. 店舗一覧	27

はじめに

この度はご親族さまの訃報に接し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

当金庫とのお取引をいただいていたお客さまが亡くなられた場合には、相続のお手続きが必要となります。

本冊子は、ご相続人の方々が相続される場合のお手続きについてご案内するものです。

本冊子をお読みになる前にご確認ください

- ご融資残高がある場合は、事前にお取引店の窓口へお申し出ください。
- 相続放棄された場合、限定承認された場合は、事前にお申し出ください。
- 当金庫を通じてご契約いただいた、信託商品「しんきん相続信託」「しんきん暦年信託」がある場合は、事前にお取引店窓口へお申し出ください。
- 当金庫を通じてご契約された保険商品がある場合は、該当保険会社へ直接お申し出いただくこととなります。

必要書類のご提出にあたって

- 遺言書、遺産分割協議書、戸籍謄本、印鑑証明書（発行後6か月以内のもの）等は、原本のご提出をお願いしております。
- 遺言書、遺産分割協議書は、当金庫にて原本確認後、ご提出された方に返却いたします。
- 戸籍謄本、印鑑証明書等についても返却を希望される場合は、その旨お申し出ください。

1. 相続のお手続きについて

お取引内容により必要書類・お手続き内容が異なりますのでご不明な点などは、お取引店にお問い合わせください。



相続に関するお手続きの流れは以下のとおりです。

① 死亡のご連絡



・お取引店にご来店、またはお電話にてお知らせください。

② 必要書類のご案内



・お取引内容の確認、具体的な手続き方法を確認後、必要に応じた必要書類のご案内をいたします。

③ 必要書類のご準備



・お渡しした書類にご署名・ご捺印（実印）をお願いいたします。

④ 必要書類のご提出



・相続手続依頼書等のご記入が終わりましたら、必要書類と共にお取引店にご提出ください。
・「相続関係書類お預かり証」を発行いたします。

⑤ ご提出書類の確認



・関係書類を確認させていただきます。（後日、不足書類等についてご連絡をさせていただく事がございます。また、混雑状況により、ご連絡までに時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。）

⑥ お支払い等のお手続き



・相続預金の払戻し等お手続きをいたします。

⑦ 相続預金のお振込



- ・相続手続依頼書にご記入いただいた指定口座へお振込させていただきます。

⑧ 関係書類の返却



- ・郵送にて関係書類を返却させていただきます。

⑨ 返却書類の受領

- ・ご来店は不要です。
受領後、「相続関係書類お預かり証」は無効となります。
※お手続き内容により、ご来店による返却とさせていただく場合がございます。

2. 相続のお手続きが完了するまでのお取引制限について

被相続人（亡くなられた方）のご預金等お引出し、ご入金については、相続が完了するまで、お取扱いができなくなります。

また、下記のお取引につきましては、以下のように取扱わせていただきます。

お取引	お取引内容
ご入金・お引出	<ul style="list-style-type: none"> ・お取扱いできません。
お振込受取り	<ul style="list-style-type: none"> ・振込でのご入金につきましては、先方の金融機関に連絡のうえ、振込ご依頼人のご指示によりお取扱いいたします。 ・家賃など継続的な振込入金がある場合は、入金指定口座を変更していただくようお願いします。
口座振替契約	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替を停止させていただきます。 <p>※振替口座等の変更につきましては、各企業にご連絡をお願いいたします。</p>
貸金庫契約	<ul style="list-style-type: none"> ・開扉のお取扱いはできません。 <p>※開扉、内容物のお受取り等のお手続きにつきましては、別途依頼書など必要なお手続きをお願いします。</p>
融資取引	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引店の担当係にお問い合わせください。
投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ・相続手続きが完了するまで、売買はできませんが、償還日等期日到来分は被相続人名義の指定口座に入金します。
自動継続式定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続式定期預金の満期日が到来しましたら、この定期預金の継続手続きは自動的に停止させていただきます。
総合口座取引	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座取引の通帳を窓口へお持ちください。 ・総合口座普通預金に当座貸越がある場合は、総合口座定期預金と相殺させていただきます。

3. 戸籍謄本について

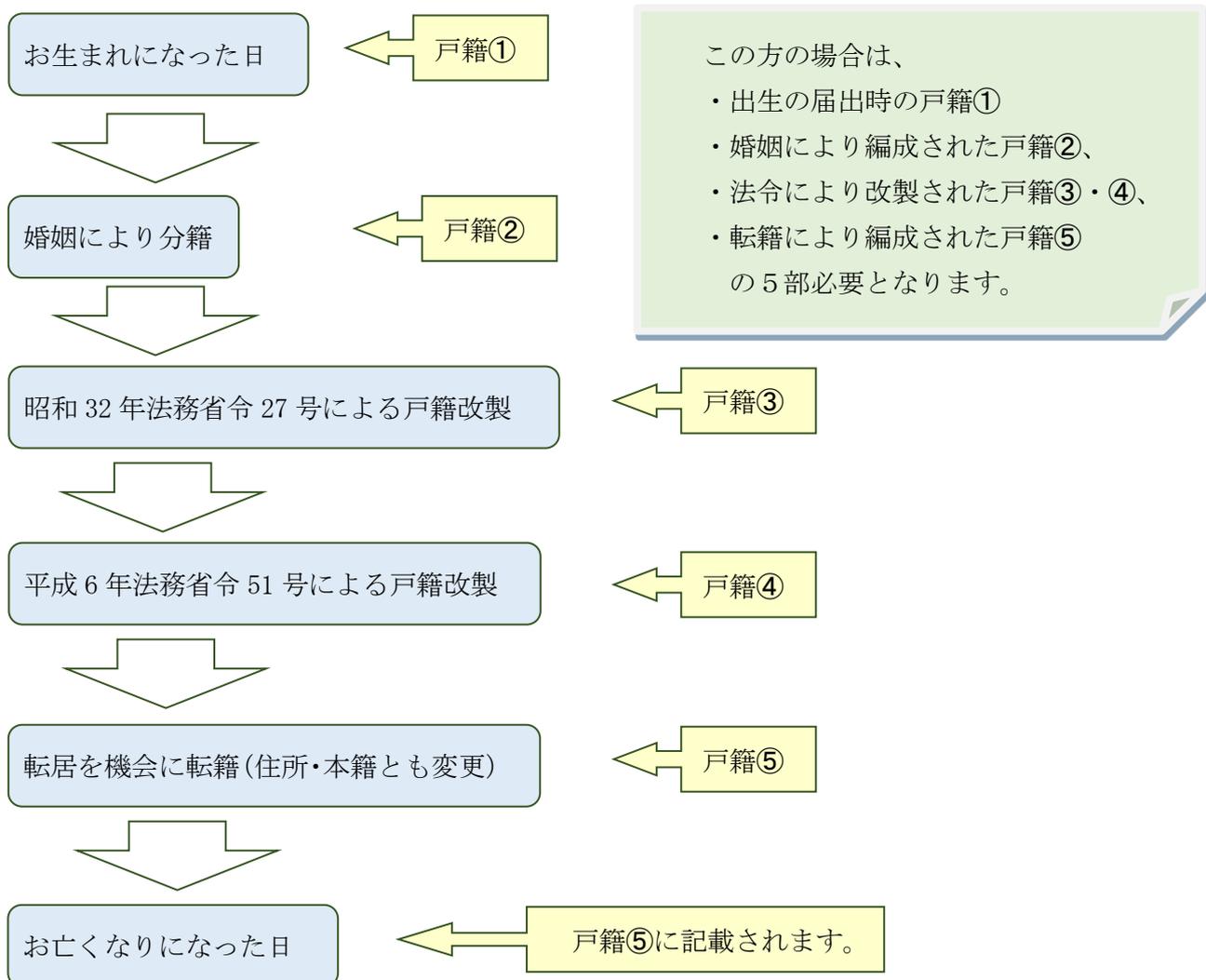
謄本を何通ご提出いただく必要があるかはケースによって異なります。
下記をご参照ください。



① 被相続人（お亡くなりになられた方）の戸籍謄本について

相続手続きでは、全てのご相続人さまをご確認させていただくために、被相続人（亡くなられた方）の「出生からお亡くなりになるまで」の連続した戸籍謄本等のご提出をお願いしております。

戸籍謄本には、それぞれを証明する期間がありますが、戸籍謄本に空白の期間がありますと、全てのご相続人さまを確認することが出来ないため、再度空白期間の戸籍謄本をご提出いただくことになり、相続のお手続きが相当期間遅れることとなります。つきましては、戸籍謄本をご提出いただく場合は、空白期間の無いようご確認のうえ、ご提出ください。



4. 法定相続情報一覧図について

「法定相続情報証明制度」を利用する事で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。全国の登記所（法務局）で、各種手続きに必要な枚数の「法定相続情報一覧図（法務局の認証文あり）」の交付を受ける事が可能です。（戸籍謄本と相続関係を一覧に表した図とともに、被相続人の本籍地、最後の住所地等の登記所（法務局）に提出し交付されたもの）



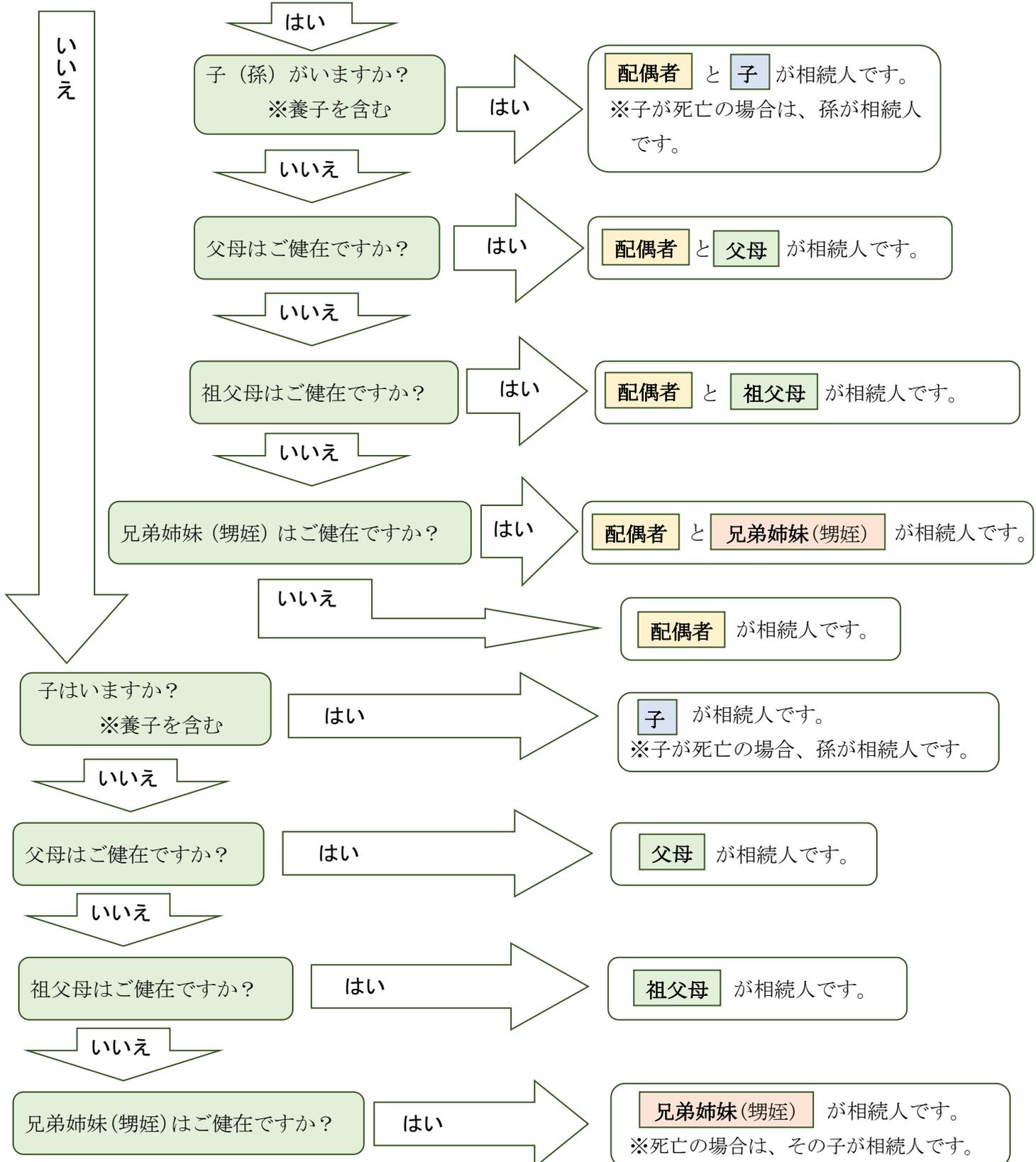
法定相続情報一覧図の見本（原本はA4サイズです。）

法定相続情報番号 0600-24-1234	
被相続人 信金 太郎 法定相続情報	
最後の住所 千葉県千葉市中央区中央2丁目4番地1号	
最後の本籍 千葉県千葉市中央区中央2丁目4番地1号	住所 千葉県千葉市中央区中央2丁目4番地1号
出生 昭和14年11月6日	出生 昭和35年2月14日
死亡 令和6年4月1日	(長男)
(被相続人)	信金 一郎 (申出人)
信金 太郎	
住所 千葉県千葉市中央区中央2丁目4番地1号	住所 千葉県木更津市大和2丁目3番地1号
出生 昭和17年9月6日	出生 昭和40年3月10日
(配偶者)	(長女)
信金 さくら	千葉 花子
	以下余白
作成日: 令和6年4月19日 作成者: 住所 千葉県千葉市中央区中央2丁目4番地1号 氏名 信金 一郎	
これは、令和6年4月19日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。	
令和6年7月8日 千葉地方法務局	登記官 ○○ ○○
	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">職印</div>
<small>注)本書面は、提出された戸籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金手続以外に利用することはできない。</small>	
整理番号 S99999	
1/1	

5. 相続人の確認について



亡くなられた方に配偶者がいますか？ ※配偶者は常に相続人になります。



相続人確認表

相続人の確認にご使用下さい。作成は任意ですので提出は不要です。

相続人の範囲

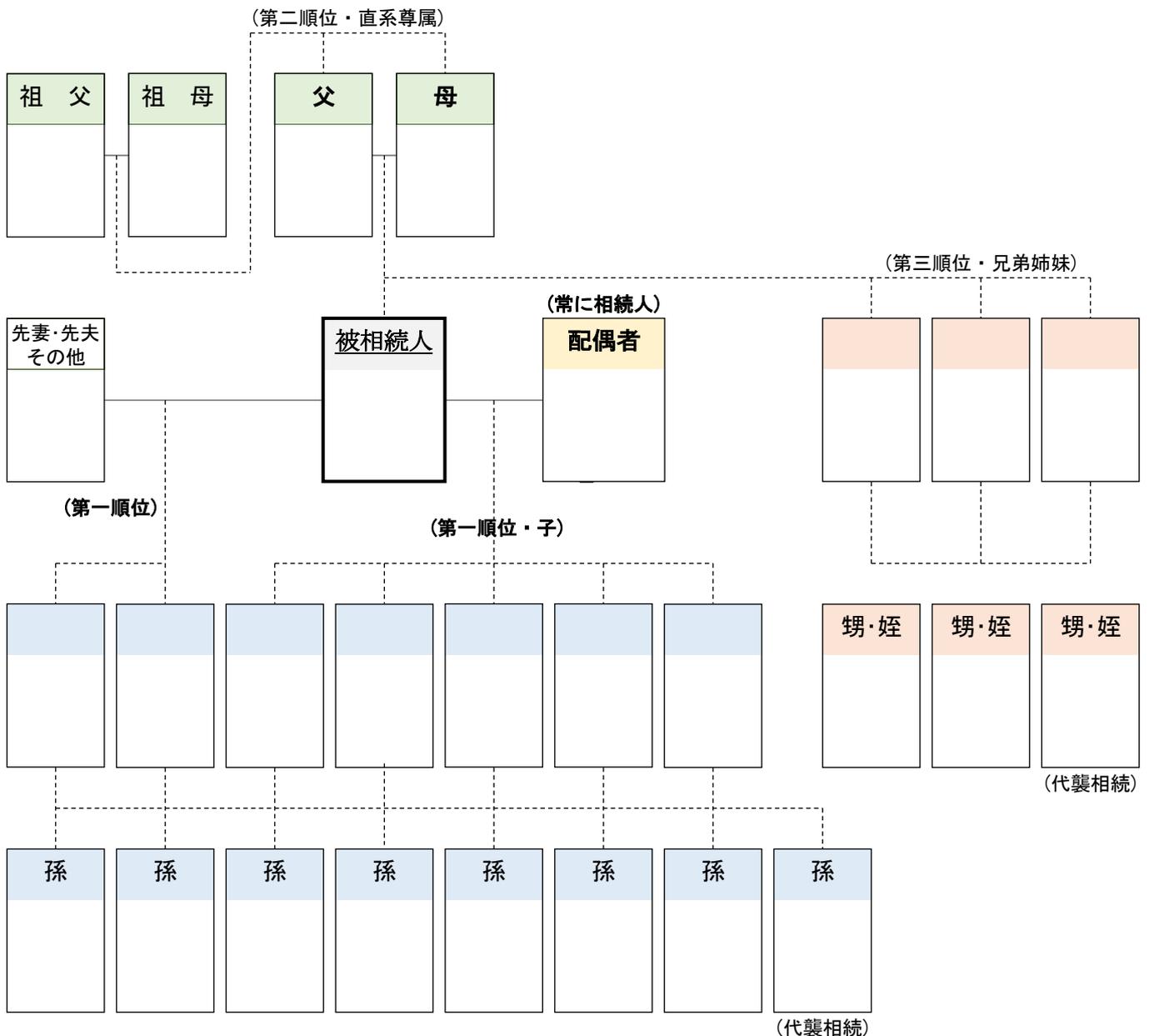
①配偶者は常に相続人になります。

②下記の方が配偶者と共に相続人になります。

第一順位→子……………子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となります。

第二順位→父母……………(第一順位の相続人がいない場合) 父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります。

第三順位→兄弟姉妹……………(第一順位・第二順位の相続人もいない場合) 兄弟姉妹が死亡している場合は、甥・姪が代襲相続人となります。

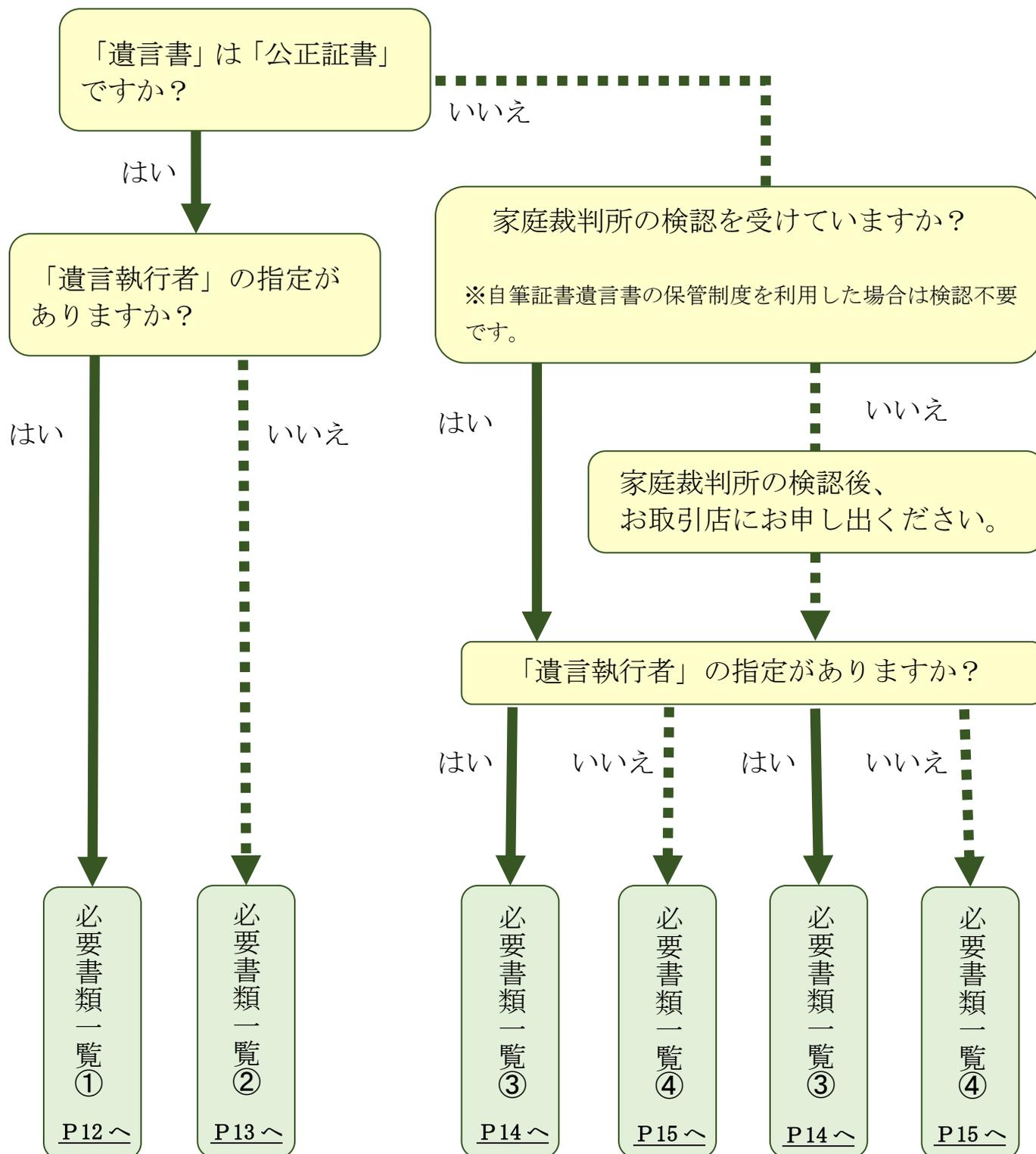


6. 相続方法と必要書類の確認について

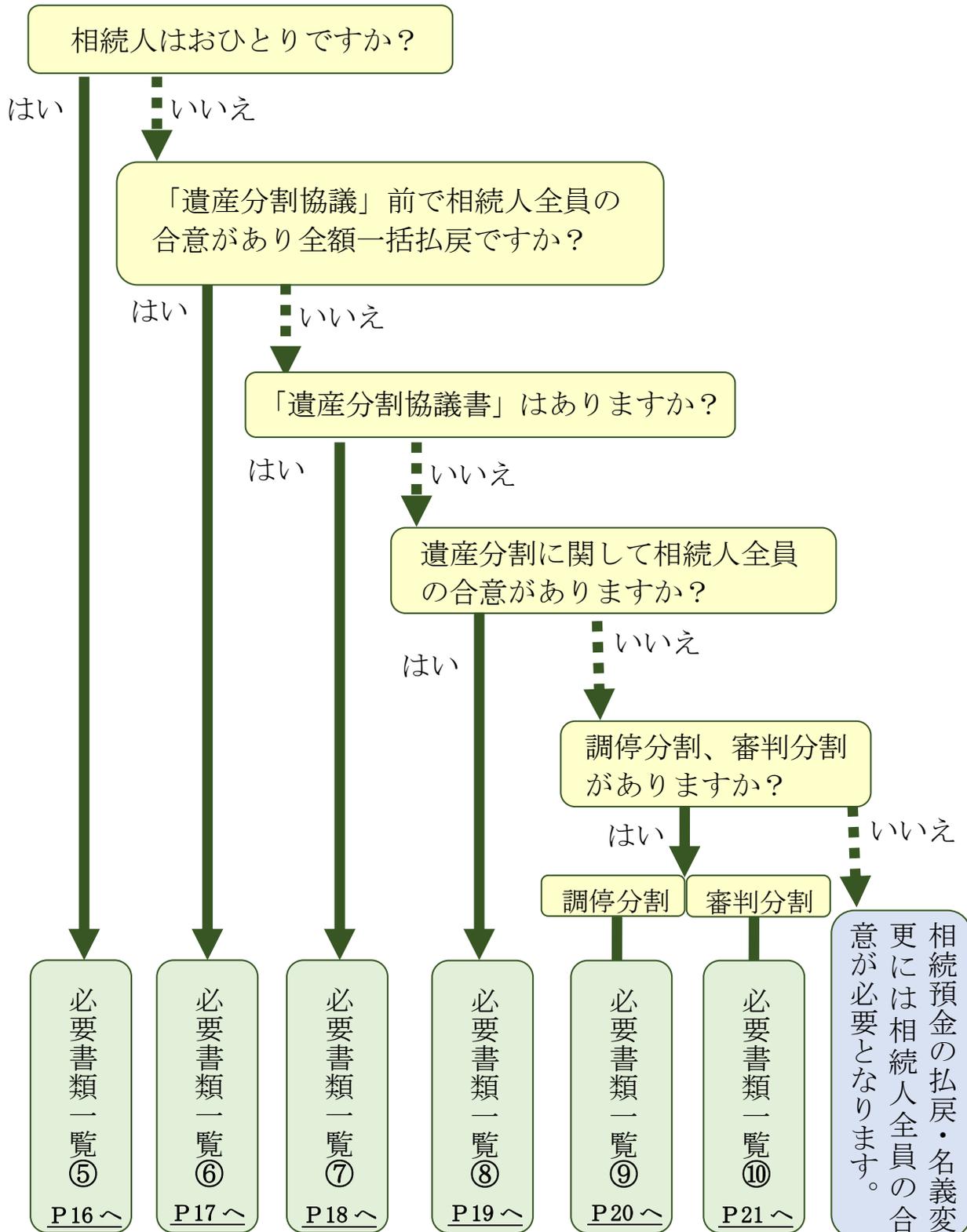
ご用意いただく書類は、「遺言書」や「遺産分割協議書」の有無などにより異なります。

必要書類一覧（12 ページ～21 ページ）とあわせてご確認ください。

～遺言書があるケース～



～遺言書がないケース～



7. 必要書類一覧

① 公正証書遺言書があり遺言執行者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	公正証書遺言書	遺言書の謄本（正本）が必要です。		
2	遺言執行者選任の審判書、 謄本	遺言書上で遺言執行者の指定がある場合は、不要です。 指定があっても遺言執行者が現存しない等で利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を選任した場合は必要です。	遺言執行者選任の手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。	
3	相続手続依頼書	遺言執行者が署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
4	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 （全部事項証明書） 除籍謄本 （除籍全部事項証明書） 改製原戸籍謄本など	亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。	各市区町村で入手できませんが、一部、入手できない場合もございます。戸籍担当にお問い合わせ下さい。	
	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
5	遺言執行者の印鑑登録証明書 （原則発行日から6ヶ月内）	遺言執行者のものをご用意ください。 ・遺言執行者が弁護士の場合は弁護士会発行の印鑑登録証明書の提出をお願い致します。 ・遺言執行者が法人の場合は会社の資格証明と印鑑登録証明書の提出をお願い致します。		
6	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
	<貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金>	別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・投資信託	当庫窓口でお受け取りください。	
7	遺言執行者の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。		

②公正証書遺言書はあるが遺言執行者の指定が無く相続人また受遺者による払い戻し請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	公正証書遺言書	遺言書の謄本（正本）が必要です。		
2	相続手続依頼書	全相続人および受遺者が署名・実印での捺印をお願い致します。（相続方法	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
3	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 （全部事項証明書） 除籍謄本 （除籍全部事項証明書） 改製原戸籍謄本など	亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。	各市区町村で入手できますが、一部、入手できない場合もございます。戸籍担当にお問い合わせ下さい。	
	B： 登記所（法務局）発行の認証文 付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
4	相続人および受遺者の印鑑登録証明書 （原則発行日から6ヶ月以内）	相続人および受遺者のものをご用意ください。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。		
6	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
	<貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金>	別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・投資信託	当庫窓口でお受け取りください。	
7	受遺者の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。		

③自筆証書遺言書があり遺言執行者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	自筆証書遺言書 または遺言書情報証明書	自筆証書遺言書または遺言書情報証明書の原本が必要です。		
2	遺言書検認調書謄本	家庭裁判所が作成した遺言書検認調書謄本の提出をお願い致します。 なお、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用しており、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく場合は、検認は不要となります。	検認手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。 遺言書情報証明書は法務局でお取り寄せください。	
3	遺言執行者選任の審判書、謄本	遺言書上で遺言執行者の指定がある場合は、不要です。 指定があっても遺言執行者が現存しない等で利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を選任した場合は、必要です。	遺言執行者選任の手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。	
4	相続手続依頼書	遺言執行者が署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
5	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など	亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。	各市区町村で入手できますが、一部、入手できない場合もございます。 戸籍担当にお問い合わせ下さい。	
	B： 登記所(法務局)発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所(法務局)で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所(法務局)でお取り寄せください。	
6	遺言執行者の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内)	遺言執行者のものをご用意ください。 ・遺言執行者が弁護士の場合は弁護士会発行の印鑑登録証明書の提出をお願い致します。 ・遺言執行者が法人の場合は会社の資格証明と印鑑登録証明書の提出をお願い致します。		
7	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
	<貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金>	別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・投資信託	当庫窓口でお受け取りください。	
8	遺言執行者の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。		

④自筆証書遺言書はあるが遺言執行者の指定がなく相続人また受遺あり受遺者による
 払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	自筆証書遺言書 または遺言書情報証明書	自筆証書遺言書または遺言書情報証明書の原本が必要です。		
2	遺言書検認調書謄本	家庭裁判所が作成した遺言書検認調書謄本の提出をお願い致します。 なお、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用しており、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく場合は、検認は不要となります。	検認手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。 遺言書情報証明書は法務局でお取り寄せください。	
3	相続手続依頼書	全相続人および受遺者が署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
4	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 （全部事項証明書） 除籍謄本 （除籍全部事項証明書） 改製原戸籍謄本など	亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。	各市区町村で入手できますが、一部、入手できない場合もございます。戸籍担当にお問い合わせ下さい。	
	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
5	相続人および受遺者の印鑑登録証明書 （原則発行日から6ヶ月以内）	相続人および受遺者のものをご用意ください。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。		
6	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
	<貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でお受け取りください。	
7	受遺者の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。		

⑤相続人がおひとりの場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	相続手続依頼書	相続人の署名・実印での捺印をお願い致します。 相続人を○で囲み、相続預金を明示してください。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
2	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書)	生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てご用意願います。 「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家督相続」などがある場合は、戸籍簿が新しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄本をお願い致します。	各市区町村で入手できませんが、一部、入手できない場合もございます。戸籍担当にお問い合わせ下さい。	
	改製原戸籍謄本など 相続人の戸籍謄本 (全部事項証明書)	既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。		
	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
3	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内)	相続人のものが1通必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。		
4	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金>	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
		別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・投資信託	当庫窓口でお受け取りください。	
5	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		

⑥相続人が複数の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	相続手続依頼書	「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
2	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など 相続人全員の戸籍謄本 (全部事項証明書)	生まれた時からお亡くなりになった時まで 続いている戸籍謄本を全てご用意願います。 「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・ 「家督相続」などがある場合は、戸籍簿が新 しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄本 をお願い致します。 既にお亡くなりになっている相続人につい ては別途戸籍謄本をお願いすることがあり ます。 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れな い相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍 謄本をご用意ください。	各市区町村で入手で きますが、一部、入 手できない場合もご ざいます。戸籍担当 にお問い合わせ下さ い。	
	B： 登記所（法務局）発行の認 証文付き法定相続情報一覧 図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一 覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登 記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要 となります。	保管の手続きを行っ た登記所（法務局） でお取り寄せくださ い。	
3	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内)	相続人全員について各1通ずつ必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が 発行されない方、または、発行できない方は、 その居住している国の大使館、領事館で発行 するサイン証明書が必要です。		
4	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュ カード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。 別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・ 出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でご確認く ださい。 当庫窓口でお受け取 りください。	
	5	相続人の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。	

⑦遺産分割協議書が作成済の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	遺産分割協議書	遺産分割協議書の原本が必要です。 * 未成年者の相続人が遺産分割協議する場合は、特別代理人の選任が必要です。特別代理人の署名・実印での捺印をお願い致します。	特別代理人の選任は、家庭裁判所に請求します。	
2	相続手続依頼書	原則として「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願い致します。 ただし、遺産分割協議書により、当金庫預金の相続人が特定されていれば特定相続人の署名・実印の捺印のみで可です。 相続預金を遺産分割協議書どおりに記載してください。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
3	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など	生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てご用意願います。 「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家督相続」などがある場合は、戸籍簿が新しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄本をお願い致します。 既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。	各市区町村で入手できませんが、一部、入手できない場合もございます。戸籍担当にお問い合わせ下さい。	
	相続人全員の戸籍謄本 (全部事項証明書)	亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。		
	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
4	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内)	相続人全員について各1通ずつ必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 * 特別代理人がいる場合は特別代理人についても必要となります。		
5	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金>	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
		別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・投資信託		
6	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 * 名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		

<遺産分割協議後>

⑧遺産分割協議書を作成しない場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	相続手続依頼書	「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願い致します。 相続預金を明示し、名義変更する場合は、相続人の記入をしてください。 *未成年者の相続人が遺産分割協議する場合は、特別代理人の選任が必要です。 特別代理人の署名・実印での捺印をお願い致します。	特別代理人の選任は家庭裁判所に請求します。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
2	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など 相続人全員の戸籍謄本 (全部事項証明書)	生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てをご用意願います。 「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家督相続」などがある場合は、戸籍簿が新しくなっていますので、それ以前の戸籍謄本をお願い致します。 既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。	各市区町村で入手できませんが、一部、入手できない場合もございます。戸籍担当にお問い合わせ下さい。	
	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
3	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内)	相続人全員について各1通ずつ必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 *特別代理人がいる場合は、特別代理人についても必要となります。		
4	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金>	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
		別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・投資信託	当庫窓口でお受け取りください。	
5	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		

⑨家庭裁判所の調停調書による場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	調停調書	調停調書正本または、謄本が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
2	相続手続依頼書	特定相続人の署名・実印の捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
3	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内)	預金を相続する人の印鑑登録証明書が必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。		
4	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金>	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
		別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・投資信託	当庫窓口でお受け取りください。	
5	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		

⑩家庭裁判所の審判分割による場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	審判書	審判書正本または、謄本が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
2	審判確定証明書	審判確定証明書が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
3	相続手続依頼書	特定相続人の署名・実印の捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
4	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内)	預金を相続する人の印鑑登録証明書が必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。		
5	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金>	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
		別途、お手続きが必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・投資信託	当庫窓口でお受け取りください。	
6	預金を相続する人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		

8. 「相続手続依頼書」の記入方法について

「相続手続依頼書」のご記入方法について、一般적으로ご注意いただきたい事項についてご説明いたします。

相続依頼書の届出日をご記入ください。

相続手続依頼書

千葉信用金庫 御中

(お届出日) 令和 6 年 5 月 1 日

被相続人	おなまえ 令和6年4月1日 死亡 信金 太郎 様
------	---------------------------------------

お亡くなりになられた方のお名前・死亡日をご記入ください。

(相続人・受遺者・遺言執行者・保証人は該当を○で囲んでください。必ず、本人が署名をしてください。)

(自署・捺印いただきますようお願いいたします) 相続人・受遺者・遺言執行者・保証人は該当に○をしてください。	相続人・受遺者・遺言執行者 千葉市中央区中央2丁目4番地1号 信金 一郎 様 おなまえ おところ	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ おなまえ
	相続人・受遺者・遺言執行者 千葉市中央区中央2丁目4番地1号 信金 さくら 様 おなまえ おところ	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ おなまえ
	相続人・受遺者・遺言執行者 木更津市大和2丁目3番地1号 千葉 花子 様 おなまえ おところ	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ おなまえ

法定相続人全員のご署名・ご捺印が必要です。それぞれご本人が直筆でご記入ください。

ご印鑑はそれぞれの実印をご捺印ください。

印鑑登録証明書も全員の方の分が必要です。

過日死亡いたしました上記被相続人の貴金庫との取引における相続手続については、下記のとおりお取扱ください。この依頼書にもとづき下記お取扱いのうえは、後日、万一紛議が生じても上記の相続関係者において連帯してその責に任じ、貴金庫にはいっさいの迷惑、損害をおかけしません。

記

1. 相続方法

(1) 相続方法は、次の○印を付した項目で行います。(①～⑤に該当しない場合は⑥にご記入ください。)	
<input type="radio"/>	①相続人全員で一括承継のうえ、私共で分割します。
<input type="radio"/>	②相続人全員の協議により、後記2～6のとおり相続します。
<input type="radio"/>	③家庭裁判所の調停・審判により、後記2～6のとおり相続します。
<input type="radio"/>	④遺言により、後記2～6のとおり相続します。
<input type="radio"/>	⑤相続人は私一人につき私が相続します。
<input type="radio"/>	⑥その他 ()
(2) 上記(1)①、または②③④で代表者が手続を行う場合は、代表者を指定いたします。なお、④で遺言執行者がいる場合は、遺言執行者を指定します。	
<input type="radio"/>	私共相続関係者は、次の事項を代表者 信金 一郎 に委任します。
<input type="radio"/>	遺言執行者..... が次の事項を行います。
◆預金ならびにその利息の私戻し、または名義変更(名義変更の場合はその預金通帳・証書の受取を含む)に関する件	
◆出資持分の譲渡、名義変更または脱退に関する件	
◆貸金庫・保護預け契約の解約ならびに収庫品・預け品の受取りおよび解約返戻手数料・未払手数料の清算に関する件	
◆国債(保護預け)の買取り、または名義変更に関する件	
◆投資信託保護預けの買取り・解約、または名義変更に関する件	

お客様の相続方法に○を記入して下さい。不明な場合は窓口へご相談ください。

お手続きを代表者に委任する場合、遺言執行者の指定・選任がある場合、○印と氏名をご記入ください。

〈ご注意〉 「相続手続依頼書」の記入方法については、相続方法や遺言書の有無などにより、お客様ごとに異なりますので、ご注意ください。

2. 相続預金（定期積金を含みます）の表示・取扱内容・取引日

預 金 内 容				取 扱 内 容			
取引店名	取引種目	預 金 額(円)		取扱区分	払戻または名義変更を受ける者	取 扱 日 [払戻または名義変更の日]	喪失物件名
	口座番号	(届出日現在)					
本 店	普通預金	1234567			○ 払戻(入金) 払戻(現金) 名義変更	相続人全員	通帳・証書・カード ()
							通帳・証書・カード ()
							通帳・証書・カード ()
							通帳・証書・カード ()
							通帳・証書・カード ()
							通帳・証書・カード ()
							通帳・証書・カード ()
							通帳・証書・カード ()
							通帳・証書・カード ()
							通帳・証書・カード ()
◆後記8の「顧客結合照会票の預金明細」について相続手続を依頼します。 (すべての預金を同じ取扱内容で相続する場合は、この行に記入し後記8の預金明細に捺印してください。)				相続人 代表者 承認印			
◆後記8の「顧客結合照会票の預金明細」についての喪失物件				取引科目 口座番号	喪失物件名	取引科目 口座番号	喪失物件名
					通帳・証書・カード ()		通帳・証書・カード ()
					通帳・証書・カード ()		通帳・証書・カード ()
◆上記相続預金の払戻しにあたっては、預金規定にかかわらず、預金払戻請求書の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。 ◆上記喪失物件名に表示した物件は、喪失のため提出できませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。なお、後日に上記物件が発見された場合には、私の責任において貴金庫に返却するものとし、貴金庫にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。							

取引店名・取引種目・口座番号を記入してください。

取扱区分については、下部【注2】を参照し、該当に○をしてください。

取扱区分については、下部【注3】を参照し、記入してください。

- 【注1】 取引店名 取引店名をご記入ください。(前の明細と同一の場合は「同上」も可)
- 【注2】 取扱区分 ◆払戻(入金) 当金庫口座への入金あるいは振込、または他金融機関への振込の場合(後記7. 払い戻し金の振込(入金)先口座に振込(入金)先の内容をご記入ください。)
◆払戻(現金) 現金でお受取りの場合は別途「証」をご提出いただきます。
◆名義変更 相続人の方に名義を変更する場合(引続き当金庫にお取引いただける場合)(共同相続名義の変更はご容赦いただきます。)
- 【注3】 払戻等を受ける者 相続される方のお名前をご記入ください。共同相続の場合は、「相続人全員」とご記入ください。

〈ご注意〉 「取扱区分」が「払戻(入金)」の場合には、後記7. 「払い戻し金の振込(入金)先口座」に口座情報をご記入いただきます。当庫指定の振込依頼書をご記入のうえ提出していただく事も可能です。

〈ご注意〉 下部3・4・5・6の記入方法については、窓口担当者にお問い合わせください。別途、当金庫所定の書類等の提出も必要となります。

3. 出資持分の表示・取扱内容・取扱日

取引店名	金額	取扱区分	名義変更または払戻しを受ける者	取扱日(手続日)	
会員番号	円	名義変更		検印	保印
()	()	脱退			

◆上記出資持分の名義変更・脱退に際して、貴金庫所定の書類等を提出いたします。

【注1】出資持分の名義変更は、当金庫の会員資格のある方に限らせていただきます。

【注2】出資持分の共同相続はできませんので1名の方を選定してください。手続に際しては、別途出資金票を提出ください。

【注3】脱退を希望される場合の出資持分の払戻しは、当金庫の翌事業年度期首(4月1日)以降となります。

4. 貸金庫等の表示・取扱内容・取扱日

貸金庫等の種類・番号	取扱内容	取扱日(手続日)	
貸金庫 保護預け	(相続関係者代表) (他の相続関係者) が の立会いのうえ、(貸金庫・保護 預け)を開扉・開封し、(収庫品・預け品)のすべてを引取り、(貸金庫・保護預け) を解約すること。	検印	保印
(取引店名)			

◆上記貸金庫契約の解約にあたっては、貸金庫規定にかかわらず、貸金庫解約届の提出はしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。

◆上記保護預け契約の解約にあたっては、保護預け契約にかかわらず、貴金庫所定の方法でお取扱ください。

◆取引店にて収庫品・預け品一式を受取ります。なお、別途受取書を提出します。

【注】収庫品・預け品の出庫にあたっては、相続関係者代表および相続関係者の中からお一人以上の立会人をご指定のうえお手続をお願いします。(相続人がお一人のときは立会人不要です。相続関係者代表欄のみご署名ください。)

5. 国債等保護預け債権の表示・取扱内容・取扱日

口座番号 取扱番号 (取引店名)	銘柄	額面(円)	取扱区分	売却代金の支払または 名義変更を受ける者 (売却時入金指定口座)	取扱日 (手続日)	
()		円	売却 引出 名義変更		検印	保印
()		円	売却 引出 名義変更		検印	保印

◆上記保護預け債権の売却にあたっては、債権売却申込書の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。

6. 投資信託関係取引等

(取引店名)	種類	取引内容	取扱日(手続日)	
			検印	保印

◆上記取扱いに際して、貴金庫所定の書類等を提出いたします。

7. 払い戻し金の振込(入金)先口座

	金融機関名	支店名	科目	口座番号	口座名義
<input checked="" type="radio"/>	千葉 信金 銀行	稲毛 支店	普通 当座 その他	0000000	7777777 シンキン イチロウ 信金 一郎
<input type="checkbox"/>					

◆振込依頼書は提出しませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。

別途振込依頼書で指定する口座に振込してください。

◆分割して振込む際に端数が生じた場合は以下のとおりとってください。

【注】上記口のどちらかに○印をつけてください。

〈ご注意〉 当庫指定の振込依頼書をご提出いただき、振込先を分割する場合には、端数が生じた場合の対応についてもご指定ください。

9. 相続にともなう残高証明書などの発行について

被相続人(亡くなられた方)の残高証明書などの発行が必要な場合は、次のとおりお取扱いさせていただきますので窓口にお申し出ください。



① 発行のお申し出について

残高証明書等は、相続人、相続人代理人、遺言執行者、相続財産管理人等のお申し出により発行いたします。

② 来店者別「必要書類」について

相 続 人	<ul style="list-style-type: none"> ① 被相続人が亡くなられたことを確認できる戸籍(除籍)謄本 上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人であることが確認できる戸籍謄本 ② 相続人の印鑑証明書(発行日より6ヶ月以内のもの) ③ 残高証明発行依頼書(当金庫所定) 相続人の実印を押印してください。
相続人代理人	<ul style="list-style-type: none"> ① 被相続人が亡くなられたことを確認できる戸籍(除籍)謄本 上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人であることが確認できる戸籍謄本 ② 相続人代理人書類(委任状・印鑑証明書など) ③ 相続人代理人の印鑑証明書(発行日より6ヶ月以内のもの) ④ 残高証明発行依頼書(当金庫所定) 相続人代理人の実印を押印してください。
遺言執行者	<ul style="list-style-type: none"> ① 被相続人が亡くなられたことを確認できる戸籍(除籍)謄本 ② 遺言執行者であることがわかる書類(遺言執行者選任の審判書など) ③ 遺言執行者の印鑑証明書(発行日より6ヶ月以内のもの) ④ 残高証明発行依頼書(当金庫所定) 遺言執行者の実印を押印してください。
相続財産清算人または相続財産管理人	<ul style="list-style-type: none"> ① 相続財産清算人等であることがわかる書類 (相続財産清算人選任の審判書など) ② 相続財産清算人等の印鑑証明書 ③ 残高証明発行依頼書(当金庫所定) 相続財産清算人等の実印を押印してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ご預金等が複数店舗にある場合は、その店舗数分、残高証明書発行依頼書が必要となります。 ・法定相続情報証明制度を利用される方は、上記戸籍謄本に代えて認証文付き法定相続情報一覧図の写しをお持ちください。 ・上記以外の公的書類が別途必要になる場合があります。 	

③残高証明書発行手数料について

残高証明書発行に際しては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。

④記入方法について（相続人様がお手続きされる場合）

残高証明発行依頼書

千葉信用金庫 本店 御中

※太枠の中をご記入ください。

ご依頼	令和6年5月1日	顧客番号
おところ	〒043 (225) 1118 千葉市中央区中央2丁目4番地1号		融資残高の証明がある場合は、実印を押印願います。 (消費者ローンは除きます)
おなまえ	故 信金 太郎 相続人代表 信金 一郎		
			お届出印

私（当社）は、下記により残高証明書の発行を依頼します。

記

1. 証明ご指定日

令和6年4月1日現在

お客様により異なりますので、窓口担当者にご相談ください。

2. 証明する取引区分（ご希望の発行区分に○印を記入して下さい）

発行区分	内 容	発行区分	内 容
001	全科目指定（科目単位）	012	融資全科目指定（科目単位）
002	全科目指定（口座単位）	092	融資全科目指定（口座単位）
011	預金全科目指定（科目単位）	022	融資単科目指定 (科目：)
091	預金全科目指定（口座単位）		
021	預金単科目指定 (科目：)	032	融資口座指定 (科目：) (取扱番号：)
061	出資金	041	代理貸先指定 ()
302	全科目指定(口座単位)・相続用	051	代理貸明細指定 (取扱番号：)
391	預金全科目指定(口座単位)・相続用		
331	預金口座指定・相続用 (科目：) (口座番号：)	071	利息証明書（融資のみ）

3. 発行部数

証明書発行部数 部

必要部数をご記入下さい。

金庫使用欄

オペコード
55-205

検 印	照 合	係 印

証明日をご記入下さい。
(一般的には死亡日)

10. 店舗一覽

店番	店舗名	郵便番号	住所	電話番号
001	本店	260-0013	千葉市中央区中央2-4-1	043-225-1118
002	稲毛支店	263-0031	千葉市稲毛区稲毛東3-16-9	043-243-9101
004	幕張支店	262-0032	千葉市花見川区幕張町5-478-2	043-273-7161
005	五井支店	290-0081	市原市五井中央西1-21-18	0436-22-1196
006	寒川支店	260-0013	千葉市中央区中央2-4-1	043-225-1118
007	牛久支店	290-0225	市原市牛久897-7	0436-92-1251
008	八幡支店	290-0062	市原市八幡1073	0436-41-1351
009	白旗支店	260-0841	千葉市中央区白旗3-11-13	043-264-7373
010	姉崎支店	299-0111	市原市姉崎660-1	0436-61-5111
011	津田沼支店	275-0016	習志野市津田沼5-14-5	047-453-4171
012	作草部支店	263-0015	千葉市稲毛区作草部1-12-3	043-253-1511
013	誉田支店	266-0005	千葉市緑区誉田町3-24-1	043-291-2221
014	桜木支店	264-0028	千葉市若葉区桜木4-16-1	043-232-2591
016	園生支店	263-0051	千葉市稲毛区園生町174-5	043-255-1411
017	千葉駅北口支店	260-0045	千葉市中央区弁天1-15-3	043-206-3611
019	花園支店	262-0025	千葉市花見川区花園5-3-7	043-273-2021
020	園生草野支店	263-0051	千葉市稲毛区園生町406-66	043-287-0711
021	三山支店	274-0072	船橋市三山8-33-1	047-476-0711
023	都町支店	260-0001	千葉市中央区都町1-18-10	043-233-0001
029	都賀支店	264-0026	千葉市若葉区西都賀1-14-5	043-251-1105
031	国分寺台支店	290-0073	市原市国分寺台中央7-1-7	0436-21-2151
034	千種支店	262-0012	千葉市花見川区千種町107-3	043-257-5501
035	青柳支店	299-0102	市原市青柳1706-1	0436-21-6111
036	八街中央支店	289-1116	八街市中央9-11	043-443-2021
037	佐倉支店	285-0817	佐倉市大崎台1-1-4	043-484-2021
038	四街道支店	284-0009	四街道市中央1-7	043-422-2331
039	芝山支店	289-1624	山武郡芝山町小池1127-1	0479-77-1415
040	東金支店	283-0802	東金市東金1050	0475-52-4131
041	志津支店	285-0846	佐倉市上志津1825	043-487-7281
044	大和田支店	276-0045	八千代市大和田287	047-484-1081
049	富里支店	286-0221	富里市七栄320	0476-93-1225
101	成田支店	286-0032	成田市上町549	0476-22-2521
103	三里塚支店	286-0111	成田市三里塚53	0476-35-2011
104	白井支店	270-1426	白井市笹塚2-1-3	047-492-0301

105	印西支店	270-1327	印西市大森3809	0476-42-2611
106	我孫子支店	270-1152	我孫子市寿2-3-5	04-7182-1301
108	赤坂支店	286-0017	成田市赤坂2-1-16	0476-26-3211
121	中央支店	292-0067	木更津市中央1-4-6	0438-25-2121
122	大佐和支店	293-0043	富津市岩瀬831-2	0439-65-1341
123	久留里支店	292-0421	君津市久留里市場173	0439-27-2221
125	富津支店	293-0001	富津市大堀2-2-1	0439-87-0811
126	袖ヶ浦支店	299-0263	袖ヶ浦市奈良輪1-6-1	0438-62-2411
128	木更津支店	292-0805	木更津市大和2-3-1	0438-25-5611
129	君津支店	299-1151	君津市中野4-1-10	0439-52-2266
130	清見台支店	292-0042	木更津市清見台南1-1-1	0438-98-4711
131	岩根支店	292-0016	木更津市高砂2-4-34	0438-41-5111
134	平川支店	299-0236	袖ヶ浦市横田1211-1	0438-75-6111
138	長浦支店	299-0246	袖ヶ浦市長浦駅前1-4-1	0438-62-3411
145	君津東支店	299-1162	君津市南子安4-21-10	0439-52-3911

MEMO



千葉信用金庫

《 「相続相談センター」 連絡窓口 》

- ・ 相続発生後の手続き等に関するご相談
 - ・ 相続税申告などのご相談
 - ・ 生前対策などのご相談
- お気軽にご相談下さい。

フリーダイヤル

0 1 2 0 - 2 6 2 - 6 2 9

受付時間 9:00~18:00
(年末年始を除き年中無休)

千葉信用金庫提携

相続専門 「税理士法人 NCP」

がご対応させていただきます。



NCP
相続専門税理士法人

税理士法人NCP



【東京 本社】〒160-0002

東京都新宿区四谷坂町12-21 コモンズビル四谷坂町5F

【船橋事務所】〒273-0005

千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル9F

Mail info@ncp-o-tax.com

担当：山本（ヤマモト）・田島（タジマ）